

予算決算委員会総務文教分科会記録

1 日 時 令和2年6月19日（金曜日）

開 会	午前	9時57分
休 憩	午前11時	28分
再 開	午後	1時09分
休 憩	午後	1時57分
再 開	午後	2時35分
閉 会	午後	2時43分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 9人

分科会長	成 田 光 雄
分科会副会長	松 尾 茂
委 員	久 保 大 憲
//	上 野 蛭
//	大 島 満
//	横 野 昭
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 地方自治法第105条の規定により出席した者

議 長	舍 川 智 也
-----	---------

6 説明のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
庶務課主幹	栗山 朋子

【企画管理部】

部長	前田 一士
部次長	砂田 友和
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	渡辺 康裕
情報企画監	小倉 康男
企画調整課長	刑部 博規
行政経営課長	中田 祐一
情報統計課長	山元 幸彦
文化国際課長	堀田 英樹
企画調整課主幹（調整担当）	岸 聡之

【教育委員会】

事務局長	牧田 栄一
事務局次長（総務・社会教育担当）	山本 貴俊
事務局次長（学校教育担当）	大久保 秀俊
教育総務課長	石黒 健一
統合校整備等推進室長	豊島 栄治
学校施設課長	佐伯 誠司
学校教育課長	國香 真紀子
学校保健課長	長 康博
生涯学習課長	金井 誠
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
郷土博物館長	坂森 幹浩
教育総務課主幹（調整担当）	中山 武史

【財務部】

部長	中田 貴保
部次長	酒井 秀祐
部次長（税務担当）	吉武 稔
参事（財政課長）	古西 達也
参事（市民税課長）	笠間 信行
参事（債権管理対策課長）	横井 浩伸
参事（用地課長）	梅田 一好
納税課長	追分 禎一郎
資産税課長	秋 俊浩
財政課主幹（調整担当）	東 寛

7 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課主任	熊谷 法子
議事調査課主任	牧石 真理

8 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和2年6月定例会の予算決算委員会総務文教分科会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）を許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に村石委員、赤星委員を指名いたします。

各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

なお、質疑については議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより、議会事務局所管分の議案の審査を行います。

議案第91号 令和2年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第1款議会費を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

議会事務局長　〔挨拶〕

庶務課長　〔議案概要書により説明〕

分科会長　これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長　ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第91号中議会事務局所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長　意見の表明なしと認めます。
以上で、総務文教分科会議会事務局所管分の議案の審査を終了いたします。
議会事務局の皆さんは退室願います。

〔議会事務局退室／企画管理部入室〕

分科会長　これより、企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第91号 令和2年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、企画管理部所管分、第3条債務負担行為の補正中、企画管理部所管分

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

企画管理部長 〔挨拶〕

企画管理部次長 〔企画管理部所管分の概要について、議案説明資料により説明〕

行政経営課長 〔議案第91号中
官民連携推進事業費について、
議案説明資料により説明〕

情報統計課長 〔議案第91号中
情報管理事務費について、
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 おはようございます。
最初の富山城址公園パークPFI等検討調査

業務について伺いたいのですが、参考のところに公園利用者の利便の向上に資する施設（カフェ、売店等）の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して園路や公園等の公園施設の整備を一体的に行う者を公募により選定する制度とあります。現在の城址公園の管理はもちろん市がしていますけれども、それにかかる費用とといいますとどれぐらいなのでしょう。また、このようなカフェや売店から上がってくる収益だけでそれを賄えるということを目指しているのか、それともそれは一部であって全部ではないという考え方なのでしょうか。

行政経営課長 赤星委員がおっしゃいました数字的なものは、手元に持ち合わせていないのですが、全てを賄えるということが理想でございます。収益の一部を充てるという考え方が、今回の都市公園法の改正の趣旨と考えております。

赤星委員 先進事例のように、他都市でこの方式が採用されているところなどはあるのでしょうか。

行政経営課長 一番大きな事例は大阪城公園の例と把握しております。

横野委員 関連で、既存の遊覧船の乗り場とか、それから商工労働部がやっているような馬で公園内を回る、ああいったものも含めて今の計画の中で見直しを入れるわけですか。その辺りはどういうふうに考えておられますか。

行政経営課長 富山城址公園は、これまで各施設の所管課等が中心となりまして整備、管理、運営等をやってきたのですけれども、今回、私たちが音頭を取らせていただきまして、所管課と連携しながら検討を進めていきたいと思っております。

そのメンバーには、今委員がおっしゃいました商工労働部等も当然含めて考えておりますので、前述の施設につきましても検討材料になるものと考えております。

村石委員 関連して、富山城址公園パークPFI等検討調査業務について伺います。

最初に、富山城址公園は建設部公園緑地課の所管だと思うのですが、そこではなくて行政経営課が所管となった理由は何ですか。部長も挨拶で少し触れられましたけれども、再度伺います。

行政経営課長 今ほどの質問は、なぜ私どもの所管になるの

かということでございます。

先ほど横野委員の御質問でもお答えしましたが、この事業につきましては、これまで担当課がそれぞれございました。

城址公園の整備、それから管理運営を一体で行っていく。そこに民の力を入れていくということが1つポイントでございます。そうしたときには、当然プロジェクトを検討する主体、あるいは民間事業者の方が出てきます。そちらの方々等の窓口は、やはり市の窓口として一本化したほうがいいのではないかという議論がございました。

そういうことから、私ども行政経営課のほうで統括をさせていただいて、それぞれ所管する課と連携しながらこの事業を少しずつ進めていくことといたしましたので、行政経営課より議案の提出をさせていただいたところでございます。

村石委員

一本化していいものにするということは分かりました。

そこで、パークPFI等とあります。参考のほうにはパークPFI（公募設置管理制度）ということ詳しく書いてありますけれども、「等」というのは、例えばどのようなことを考えてこの「等」という言葉が入ってい

るのでしょうか。

行政経営課長 この「等」ということにまだ何が含まれるのかという御質問だと理解します。
よく官民連携とか民間活力の導入という言葉を使わせていただいておりますけれども一この「等」の中には、例えば指定管理者制度、これもよく取られている官民連携の手法でございます。こういうものを想定しておりますし、また、指定管理者制度以外にも、公園の潜在能力といいたいでしょうか、そういうものを高めるためのそれら以外の手法というものが何かあれば、それをこの中で探っていきたい、考えていきたいと、そのように思っております。

村石委員 今ほどの行政経営課長の説明によると、この検討調査業務はパークPFIありきではないと。ほかのPFI、普通のPFIについても十分調査をしていくという具合に理解してよろしいのでしょうか。

行政経営課長 パークPFIという言葉は都市公園法の1つのカテゴリーの中で完結すると思います。
PFIの趣旨からしますと、民間活力、民間の資金を使いながら様々な公共施設の整備を

進めていくという考え方、そこは共通した部分ですので、そのように理解しております。

村石委員 指定管理者制度についても、導入することが適当かどうかということも、もちろん検討の中身に入っているのかどうかというのを知りたかったのです。

行政経営課長 私ども行政経営課は市全体のルールを所管しておりますが、指定管理者制度は御存じのとおり、平成15年の地方自治法の改正により始まりまして、本市でも平成18年度から導入しております。

ちょうど令和3年度は一斉更新の年度に当たりますので、今年度は各所属とも更新の準備をしております。その中で、今おっしゃいました様々な、指定管理者制度の本来の趣旨に照らし合わせながら、できるだけ公募といたしましょうか、民間のお力を借りるような公募に誘導していくような、そういう方向で庁内にも指示をしているところであります。実際にこれから、7月以降に募集要項の発表、選定に入っていきますけれども、そういうところでも私たちはしっかりと見ていきたいと考えております。

村石委員 ちょっと私の質問がうまく伝わらなかったの
かもしれませんが、富山城址公園につ
いての今後の管理主体というか、候補として
指定管理者制度もこの調査業務の中で検討さ
れるのですかという質問だったのです。

行政経営課長 そのとおりでございます。

村石委員 続いて事業内容についてです。
ア、イ、ウとあります。特にウのほうに、先
ほど赤星委員も言われた収益性向上というよ
うなことも書いてあるのですけれども、恐ら
く民間の方が公園内で建物を建てて、そこで
営業して収益を上げて、それを公園の整備な
どで市が使うと思うのです。ただ、そこで店
を開くというのは、当然投資した金額を営業
して回収できるというような、本当にしっか
りとした市場性、めどがないとなかなかやれ
ないと思うので、そこら辺は一収益を上げる
カフェとか売店等は必ず入れるとか、そうい
う固定した条件ではないですよ。

行政経営課長 固定したものではございません。選択肢とい
いましょうか、候補の1つであると理解して
おります。

村石委員 結局、民間事業者がそこで店を建てても、そこに来る人たちがたくさんいないとお客様として店に入らないわけですね。例えば環水公園の場合はコーヒーを飲むところがありますけれども、そういう意味で、ここで調査してほしいのは、いかにして城址公園に多くの人を集めるか、そういうことを全体的に、基本的に考えるべきと思うのですが、どうでしょうか。

行政経営課長 委員のおっしゃるとおりでございます。例えば大手モールでトランジットモールを定期的で開催したりとか、城址公園、それからその周辺の環境といいたいまいしょうか、そういう情報をしっかりと交換しながら、どうしたら人の流れがこの公園に集まってくるのかということもしっかりこの業務の中で考えていきたいと思えます。

企画管理部次長 若干補足をさせていただきます。
(行政改革・公共施設再編・人事管理担当) 昨年度の導入可能性調査の中でトライアルサウンディングというものを実施いたしております。それは、民間事業者のほうでパークPFIを含めたパークマネジメントにどういふふうに参加できるかというサウンディングを行うわけですが、その際に試行的に事業をや

ってみると。その感触を得ながらサウンディングをしていくというような、そういう手法を取り入れさせていただきました。

昨年度、イベントを2回一気球を上げて、その気球に乗ってもらおうといったイベントなどですが、そこで一定の集客というか、にぎわいが生まれるというようなことを事業者も感触としてつかんでおります。

先ほどの答弁を若干修正させていただきますと、指定管理者制度ですが、まず城址公園については、指定管理者制度を入れるということで、条例の一部改正条例を議案として提案させていただいていると思います。

まずは城址公園に指定管理者制度を導入すると。トライアルサウンディングを行った中で、実際の事業を行えばにぎわいが一定程度生まれるということがありましたので、まずはそういう効果を期待して指定管理者制度を導入するというところから始めさせていただくということです。

その上で、城址公園内にはその他の施設もございます。それから、これから整備をしていかなければならない施設もあります。それらも一体的にできるのかどうかということ、まずは指定管理者制度を導入した上で、その次はどうなのかということを経営的に組み合

わせて、最終的には1つのマネジメントができないかというようなことを、今回の調査の中で検討していくということであります。

村石委員 ありがとうございます。よく分かりました。続いての質問で、都市公園法の改正ということがあります。都市公園法の改正があって、パークPFIというものについて、国土交通省のほうからこういうものがありますよ、各自治体でやってくださいということで一実際にもうやられているところもあるのですけれども一都市公園法の改正の主な概要を教えてください。

行政経営課長 平成29年の都市公園法の改正でございますが、改正の目的について手元の資料を見ながら説明させていただきます。

従来の都市公園法の考え方は、たくさん緑を増やすという量の確保に重点を置いて公園というものの整備をしてきたという流れがありました。

平成29年の改正は3つの考え方がありまして、例えば社会の成熟化ということ、それから市民のいろいろな価値観が多様化してきている、また都市インフラというものがどんどんよくなってきているということを背景に、

公園の持っている潜在能力というか、ポテンシャルという言葉でしょうか、そういうものを最大限に引き出すという形で公園本来の目的以外のところでの活用ができないかと、こういうところに着目した改正でございました。その中で主なものとしまして、先ほど申し上げましたパークPFIの制度もございますし、あと社会福祉施設、例えば保育園とか学童保育の施設とかを都市公園の中で占用させる、使わせることができる仕組み、これも平成29年の改正の中で出てきたものであります。今般この改正の中で、私たちはこのパークPFIの制度、こちらの研究を進めるところでございます。

村石委員

最後にしますけれども、城址公園を多角的にとかいろいろな視点から活用して、人がたくさん来る、にぎわうようにするということは大事だと思うのですが、そのときに、やはり関係団体あるいは関係地域一関係団体でいうと例えば商工会議所とか、あるいは観光協会とか、薬業なら薬業振興会とか、あるいは地域の自治会の方とか、あるいは公募の市民とか、いろいろな人たちの意見を聞いて、自分たちの公園だという、そういう意識を持った上で今後どうあるべきなのかということ

を考えていく必要があると思います。これを進めていく上で、多くの市民の、あるいは各種団体の意見を聞く機会、あるいは検討会などを考えておられるのかどうかお聞かせください。

行政経営課長 村石委員のおっしゃるとおりでございます。様々な機会を捉えまして広く関係の方、いろいろな方―地域のつながり、それからそれ以外のつながりもたくさんあるかと思いますが―そういう様々な機会を捉えまして、広く意見なり要望なりというものをしっかり集約していきたいというところでございます。

久保委員 関連してお伺いします。先ほど大阪城公園のお話がありましたが、私の記憶では、大阪城公園を行政が管理していた場合に管理費がかかると。これを民間に貸し出して、逆に収益を取っているというのが大阪城公園の本質だったろうと思います。

行政が、ある程度裁量を持たせつつ公園の機能を失わないよう民間に運営をさせて、人通りや人を集めるいろいろな行事だったりということも、その公園の管理者に一定程度の裁量を持たせてやっているということだと思うのですが、先ほどの御説明だと、指定管理に

するというのであれば、行政が決めたものをお金を払って管理をしてもらうということになっていくのではないかと。

そもそもこのパークPFIの検討をするということは、城址公園に民間の活力を使って、逆に市に収益をもたらすことを検討する業務だというふうに私は捉えていたのですが、今のお話を聞くとどうもそれとは違うのかなと思うのですが、これはどういうことをされるのでしょうか。

企画管理部次長
(行政改革・公共施設
再編・人事管理担当)

まず市が決めたことを単に行う指定管理者制度—それは通常ですけれども一例として掛川城公園のことを説明させていただきます。掛川城公園はもともと直営で管理をしていたところでした。そこに指定管理者制度を導入して、その際には経営環境を十分整えて自由度を高めていくと。掛川城公園には文化財である御殿などもあるわけですが、その御殿も単に観覧するだけではなくて、文化財を損なわない程度に活用するといったところまで制約を緩めるといようなことをしながら指定管理者を募集しました。

その御殿を生かしてという中で、その指定管理者は単なる管理ではなく、御殿の中で結婚式を挙げるというようなことまでやっ

す。そういうことを行うことで利用料収入などが上がって、実際指定管理者制度を導入する前までは、約9万人、10万人ぐらいだった掛川城そのものの年間の来場者数が、導入後においては2倍ぐらいになりました。それぞれのイベントも効果を上げながら、最終的には指定管理料をゼロまで持ってきたというようなことを聞いております。

ですから、まず指定管理者制度を導入しただけでも、やり方次第ではそこまでの可能性がある事例もあるということです。

それだけにとどまらず、プラス一先ほどパークPFIのことを申しましたけれども、掛川城には重要文化財などもあって、収益を得るような環境があったかもしれませんが、富山城のほうにそこまでの収益施設があるのかどうかということも含めて一収益部門として新たに何らかの施設をそこに導入すれば、そういうことも可能になってくるのではないかとということで、指定管理者制度の可能性、それとさらなる可能性をパークPFIとセットにしながら、最終的には全体のマネジメントができるかどうかということの研究させていただくというものでございます。

久保委員

私の理解が及ばないのは、以前に経済同友会

ですか、城址公園内にサッカースタジアムを造ったらどうかというような提案がありましたよね。

私はこのパークPFIの検討をするに当たって、どういう条件まで認めるのかとか、民間がやりたいと言ったことに対してどういう目的で城址公園を活用していくのかということを決めるために2,500万円が必要だと言われるのだったら分かるのですが、手足を縛っていくような形で、例えば売店やカフェや何とかというものを検討すると議案説明資料に書いてあるわけですよ。将来のビジョンを決めて、くすり関連施設への導入可能性とか、あと各種施設を活用した収益性向上の方策や事業スキームなどまで書いてしまうと、民間からすると、城址公園を使ってどういうことができますかという提案にはならず、逆にもうちょっと手足を縛られたような業務になってしまうのではないかということで少し分からないのですけれども。

企画管理部次長
(行政改革・公共施設
再編・人事管理担当)

まず、カフェ、売店ありきでこの調査をするということでは決してありません。これはパークPFIの例示として、こういう収益施設が可能性としてはあり得るということでここに掲げさせていただいております。その他の

民間事業者からいろいろな意見を聞きながら一収益施設としてふさわしいものがあるのかどうかということも含めて一この中で検討をしていくということになります。

久保委員

だから、それは例えばパークPFIを受けた業者が考えるべきことであって、この事業で考えるべきことではないのではないかというふうに思っているのです。これは、いろいろな民間の業者に対して聞き取りをして、どういう可能性があるのかということはこの2,500万円でやる、ということでもいいのですか。

企画管理部次長
(行政改革・公共施設
再編・人事管理担当)

その可能性を調査した上で、ここは全体のマネジメントをすぐにやるということではなくて、まずは指定管理者制度の導入からしますけれども、その次にはその他の施設もあります。それらを少しずつ組み合わせながら、指定管理者制度からパークPFIの導入がどこかの段階でできるのかどうか。できて、その次の段階として、全体のパークマネジメント、全体の管理をすることができるのかどうかということ、さらにそこまでできたときに、ひょっとしたら公園に限らず、その周りのまちなかとかそういうところとの連携とかもでき

るのかどうかなどを含めて、そういうことを一将来のことも含めてビジョンを描きながら検討していくというのが今回の事業で、これを直ちにマネジメントするためのスキームを検討していくというものではなくて、もう少し可能性を見極めながら長期的に考えていくというものでございます。

久保委員

少し平行線なので、あとは検討していただきたいのですが、指定管理をしていただくというものと、例えば城址公園を使って、いろいろなネットワークを使って、いろいろな民間の力を集めてくる企業とが必ずしも一致するとは今の段階では思わないわけです。

だから、指定管理を受けた後にパークPFIに移行していこうとすると、その指定管理の業者が果たして本当に望ましかったのかどうかというところまで議論が来ると思うので、検討されるということですから、民間を使うというのであれば、しっかりともうちょっと業務の内容と方向性はきちっと整理をされた上で意見の聴取をしていただきたいなと。先ほど村石委員が言われたような、とにかくたくさんのステークホルダー、地域の人に聞くということになれば、逆にそれが民間の自由な発想を奪っていくことにもなりかねない

と思うのです。

民間の発想を聞いて、地域の住民の皆さんと民間の業者さんが話をしていくというのも私は1つの手だと思しますので、鶏が先か卵が先かみたいな話なのですけれども、その辺もしっかりと検討していただいて事業をしていただきたいたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

企画管理部長 今回については、具体的に何を造るかとか、こういうものを描こうということではなくて、あくまでビジョンですね。どちらかというところと将来ビジョン—そのポテンシャルが本当にあるのかどうなのかも含めて、城址公園という富山市の大事な資産、富山市の顔とも言うべき資産が、それぐらいのポテンシャルが、可能性があるのか。それがあればこういった将来ビジョンが描けるかというところを、地元の事業者であるとか金融機関であるとか、先ほどおっしゃった市民の方等いろいろな御意見などを踏まえながら、一定程度のものを描いていきたいと。

その上で、実際に提案するとなれば公募ですので、それとは限らないいろいろなアイデアも出てくるかもしれませんが、まずはそうした可能性、ポテンシャルを含めてビジ

ョンを描けるかどうかということ进行调查させていたきたいというふうに考えております。

大島委員

最後に申し訳ないのですが、今日、北日本新聞に吉井 勇と交流があった翁 久允の記事が出ていました。翁 久允という方は富山の図書館に多大な蔵書の寄附をして銅像が立っておりましたが、その銅像の行き先がなかなか決まらずに、ようやく市役所前の広場に収まりました。約2年間ほどかかったのではないかなと思うのですが、教育委員会なり市当局の尽力のおかげでしたけれども、今、公園の中には本来はあるべきものではないものが一例えば県の殉職警察官の慰霊碑ですとかいろいろな歌碑などがありますが一城址公園を民間のほうに指定管理させる場合に、所有権や管理者といった権利関係をきちっと整理した上で渡さないとい必ずトラブルが起きると思います。その辺の配慮というのはあるのでしょうか。

企画管理部次長
(行政改革・公共施設
再編・人事管理担当)

何分これからの検討でありますので、今おっしゃったことも十分留意しながら検討を進めていきたいと思ひます。

横野委員

城址公園ですから当然、文化財保護法の問題

と、埋蔵文化財とかその辺りのことを考えながら、今の芝生広場の中に物をつくるという可能性も十分検討してもらいたいと思うのです。

例えば図書館のあったところは建物が建っていたから、あそこにくすり関連施設を建てるということは可能かもしれない。ただ、文化財の広がりほどの程度なのかという調査はある程度した上で、ここだったら建物を建てていいよ、ここだったら駄目だよという判断が必要だと思うのですが、その辺はどう考えておられますか。

企画管理部次長
(行政改革・公共施設
再編・人事管理担当)

文化財も十分調査の上—これまではきれいに整備しても、人が集うということがあまり起こらなかったものですから、まずその前提の部分で踏まえた上で、人が集うためにどういう施設が必要なのか、どの箇所に必要なのかということを検討していきたいと思います。

赤星委員

議案説明資料3ページ、4ページの大沢野地域公共施設複合化事業のほうで伺いたいと思います。

(3)に要求水準書における施設規模とありますが、多目的ホールはこれまで何人ぐらいの収容規模で、今度整備されるホールは何人

ぐらいになるのか教えてください。

行政経営課長 これまでの、旧大沢野文化会館のホールの規模は700人台だったと記憶しております。今回整備をいたしますものは、現在は500人程度の規模を想定しております。

赤星委員 もちろん、地元の住民の皆さんとずっとワークショップなどをやりながら合意形成を図ってきておられますから、その辺については合意済みだとは思うのですが、今、新型コロナウイルスと共存しなければいけないような世の中になってきました。そうすると、やっぱり700人を500人に縮小すると、間隔を空けたりとかフィジカルディスタンスというものを考えますと、もっと少ない人数しか利用できないことも想定されるのですが、その辺の影響といいますかコロナ対策の影響というのは、この事業については何かお考えはありますでしょうか。

行政経営課長 新型コロナウイルス感染症は、富山で言いますと本年3月下旬から発生して現在ということであり、このリーディングプロジェクト自体は契約を進めてから3年目になってまいります。

いろいろと不測の事態とか予測できないことはもしかしたらこれからもあるかもしれませんが、こちらの今申し上げた面積とか客席数なども含めまして、新型コロナウイルス感染症の影響がない前提で進めてきていることは事実であります。

ただ、実際そういうことも考慮して、では、どこまで契約を見直していけばいいのかということになりますと一終息が見えないという半面もありますけれども、いつか収まっていくだろうという期待感もある中で、今後整備を進めていくに当たって一例えば建設スケジュール等に多大な影響が出てくるような事態が予測されるのであれば、またそういうことも考えなければいけないとは思いますが、現在のところは、今ほど申し上げた内容で令和5年の4月に向けて整備を進めていきたいと考えております。

赤星委員

今回の新型コロナウイルス感染症が仮に終息したとしても、またいつどのような新しい感染症が蔓延するのか全く予想がつきません。多分、提案してこられる業者さんたちのほうでも、これからのいろいろなホールの在り方などの研究をされているのではないかと思いますので、またその辺は市としても柔軟に考

えていっていただければと思っています。
次、事業費について、（２）の債務負担行為の内容のところですが、財源内訳で市の一般財源が２億７千万円余りとあります。これはかなり大きな金額だと思うのですが、この期間は令和２年度から令和１９年度までの１８年間ですか。

行政経営課長 整備期間等も含めてこちらの期間としておりまして、維持管理の期間として１５年１か月分を想定しております。

赤星委員 一般財源で毎年度同じ金額を市が確保するのか、平準化するのか、それとも年度によって多い少ないが発生してくるのか、それはどうなるのでしょうか。

行政経営課長 平準化していきますのは維持管理費でございます。こちらの一般財源のほうは維持管理費と什器備品等の購入費などが大半を占めております。これはPFIのほうでBTOの方式といたしまして、ビルドー建設をしまして、トランスー所有権を市に移転しまして、オペレートしていくということなので、完成後所有権が移転します。当然そのときには建設自体の費用を一括で払ってしまいますので、残り

の平準化して15年間続いていくのは、基本的には維持管理費が大半です。

赤星委員 今おっしゃいました一括で一番事業費がかかる年というのは、一般財源はどれぐらい必要となるのでしょうか。

行政経営課長 一般財源でいきますと、令和3年度が8,200万円余り、令和4年度が1億600万円余り、令和5年度が2億600万円余りとなりまして、令和5年度に一度ピークが生まれます。
その後は、令和6年度から令和19年度までの14年間で総額30億円余りということで、年間約2億円となります。
一番のピークが来るのは令和6年度となります。

赤星委員 ちょっと心配なのは、新型コロナウイルス感染症の経済への影響がこれから本格的に出てくると。市の税収もこれから厳しくなるという中で、ピーク時に大変大きな一般財源が必要になるということが心配です。心配してもこれは制度上どうしようもないのかもしれませんが、そこら辺の財源の確保の方法といたしますか、それについて今の時点で何か

考えているところは、部長、何かございませんか。

企画管理部長

これは平成28年度に公共施設等総合管理計画を富山市がつくりまして、平成29年度にそれに基づきまして公共施設のアクションプランというものを決めました。

平成30年度から地域ごとに住民主体で—これまでどちらかというと行政が主導で、住民の皆さんも加わっていましたが—官民協働、あるいはもっと言えば官民協創によって再編複合化するという初めてのケース—これは大沢野地域ともう1つの大山地域が初めてのケースとなります。

住民の皆さんにお伺いし、お示しした形で地域別実行計画というものをつくりまして、これに基づき、今ここまでようやくこぎ着けたわけでありまして。今ほどの新型コロナウイルス感染症による今後の影響というのは大変心配なのですけれども、今、国のほうで公共施設等適正管理推進事業債という時限的な起債—これは充当率9割で元利償還については国が半分面倒を見るという、5年間に限って公共施設の再編を後押しするために作られた極めて有利な起債ですので、これを何としても使いたいと。

様々な影響があって遅れることがあれば一今、この公共事業債の事業延長も国・県要望などで要望させていただいておりますが、状況はなかなか厳しいということが伝わってまいります。

したがいまして、リーディングプロジェクトとして一番最初に手がけた大沢野地域、そしてもう一つの大山地域については何としても、住民の皆さんのせっかくの御努力を無にしないためにも、ぜひこの有利な起債を活用するべく事業を進めてまいりたい。つまり、この予定どおり何とか仕上げていきたいというふうに考えているところであります。

久保委員

議員になってから、P F I というものの債務負担行為を多く目にするようになりました。毎年普通に議決するようなものを債務負担行為で見る機会が増えてくると、果たして私たちはこの債務負担行為を本当に右から左に一右から左にというわけではないのですが一承認していったいいのかどうなのかという葛藤が議員側にあることを当局の皆さんにも十分理解をしていただきたいです。

その上で、このP F I 自体をトータルで見たときに、そのほうが有利であるだろうと。これはサービスの面でも経費の面でもそのほう

が有利であるだろうということですから、こういう方法を取っておられるというふうに認識をしています。

ただ、ちょっと先ほど維持管理費の部分で、確かにこれは年間にすると大体8,000万円ぐらい、月にしてもそれなりに大きな額になってくるわけです。

この維持管理費というのは一先ほど什器備品というようなお話もありましたが、これは建設に関わるものなのか、例えば管理する者が常駐したりして、そういった人が施設を管理していくための費用が含まれているのか、どういうものになるのでしょうか。

行政経営課長 先ほど申しました施設の管理に係る費用もそうですし、それから光熱費など、需用費もこの維持管理費の中には含まれております。

久保委員 行政サービスセンター機能とか図書館、土木事務所、農林事務所が入るのであれば、施設の管理自体は市の職員が常駐するわけですから、さほどかかりません。それが幾らなのかちょっと分かりませんが、例えば建物を修繕する費用も込みで入れていますよということであれば、何となく金額的に15年でこれぐらいかかるのかなという感じはするの

ですけれども、今の時点でその内訳のようなものは分かるのですか。

行政経営課長 ちょっと今、手元には詳細を持ち合わせていません。申し訳ありません。

久保委員 この維持管理費については、後で報告していただくということにしていいのですが、やはり事業費を出されているのですから、資料を持って、しっかりと内訳を説明できるようにしておいていただければと思います。
ただ、もう一度言いますが、もしその管理の中で、深夜・夜間、閉じている間の管理があるから、そこに常駐する人がいるというような話なのだとしたら、それはそれとして、日常使う部分においては行政職員が常駐しているわけですから、もしかぶっているものであれば、その辺の負担軽減を再度検討していただければいいのかなというふうに思います。
これは要望です。
以上です。

大島委員 新規複合施設とリノベーション施設の金額の割合と、この公共施設等適正管理推進事業債の充当はリノベーション施設にもできるのかどうかをお聞かせください。

行政経営課長 こちらのほうは新規の複合施設、多目的ホールや公民館などの集約施設の建設、それから現在集約する対象となります庁舎の解体費など、そういうもののみの充当となります。

大島委員 事業費の割合を教えてくださいたいのですが。

行政経営課長 手元に詳細な資料がございません。申し訳ありません。

大島委員 それは駄目でしょう。概算でも分からないと。それで、最初は新しいものを造るということでしたが、生涯学習センターや旧庁舎をリノベーションするというのは今初めて見たような気がするのです。耐震構造だとか一今直されて15年管理してもらいますが、どのぐらいの耐用年数を考えていらっしゃるのでしょうか。

行政経営課長 こちらのほうは令和19年度までの、実際に供用を開始してから15年1か月の利用を考えております。

企画管理部次長
(行政改革・公共施設
再編・人事管理担当) まず大沢野生涯学習センターは、もともと住民のワークショップの中では全部取り壊して再整備をするということが基本としてあった

わけですが—これは本年3月の総務文教委員会のほうでも実は御説明した部分ではありませんが—材料費の高騰などがございまして、少しでも経費を節減できないかという検討をしておりました。その中で大沢野生涯学習センターが耐震構造であり、建築年数を考慮してもまだ比較的耐用年数はもつということで、これを活用していく方法で全体の経費を落とすことができないかという検討により、こういう計画としたものでございます。

大島委員

私は八尾地域の4回のワークショップに全て参加して聞いていますが、その中の説明では、新しい建物を造らないという話を八尾地域の方にしているのですね。大沢野地域と大山地域には新しいものを造る、そういう形になるわけです。今年度は婦中地域と山田地域がワークショップに入るということで、その整合性を取らなければ、八尾地域の方々がある意味違った説明を受けてこういうふうにとまとめたということになりはしないかと。

今、八尾コミュニティーセンターというところももう築20年たっていますので、これからやり始めるともう25年、30年ということになって—これはやはり地域ごとのワークショップの考え方をしっかり同じものとして

捉えていただかないと、説明がなかなかつかないのではないかと思います。

大沢野生涯学習センターも、予算的に資材が高騰したから直して使おうということであれば、最初からこれは使わないといけないという話だったのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

企画管理部次長
(行政改革・公共施設
再編・人事管理担当)

各地域の施設の状況が異なるということがまず1つございます。

最初に大沢野地域、大山地域から取り組ませていただいたということでもありますけれども、こちらの地域は、まず行政サービスセンターの庁舎そのものもありますけれども、その周辺に老朽化した施設が複数、同じ隣接地域に存在しています。

これをそのまま維持していくと経費がかかっていくという中で、少しでも集約化して小さくして、長期的に見たときに全体経費を落としながら維持管理できないかということで検討をしていったところ、この形が出来上がっております。

そのときには、建物の一つ一つについての構造であるとか一まずは住民の考えを整理するという中で考えさせていただきました。具体的な整備方針については、住民のワークショ

ップの考え方を市のほうで受け止めまして細部を検討していくということにさせていただきました。その検討の中で生涯学習センターの部分も使わせていただくということに至ったということでもあります。

その他の地域につきましては、同じような状況ではなくて庁舎が古い、その他の施設があるという中で、その機能を他のところへ取り入れていくということも複合化の1つの手法でありますので、再整備だけではなく複合していくという手法も併せて検討しているということでございます。

横野委員

根本的な問題だけれども、例えば現行は大沢野生涯学習センターに図書館があるわけです。それを新しいところにずらさなければならないという発想がちょっと、私から言えば無駄遣いかなと。

もう1点は、土木事務所や農林事務所は本当にずっと将来まで残るのでしょうか。そのためにここをリノベーションしなければならないのかという根本的な考え方について一今、例えば教育委員会が市役所本庁舎北側に建てている建物に移動したら、本庁舎内で教育委員会のスペースが空くわけだけれども、そういうところに土木事務所や農林事務所を持っ

てくるとか、総合的に物を考えて、なるべく無駄な投資はやめるというのも考え方ではないかと思います。何か現在あるものを移動することだけがポイントのような予算案が提出されたけれども、本当にそれでいいのだろうかということちょっと疑問に思っているのです。

大沢野生涯学習センターは一文化会館とかああいうところは耐震になっているというふうに私は思うのだけれども一4階は意外とコミュニティで皆さんよく使っておられるのですね。先ほどの説明で書庫にするとかという話があるのだけれども、土木事務所と農林事務所の書類を置くだけなのに、4階の全部が要るのかという思いもあるのです。だからその辺り、1階、2階、3階の使い方をもうちょっと考えるべきではないでしょうか。

この発想で発注してしまえば、図書館にまた無駄な図書館を造るような一その辺りはどういうふうに考えているのですか。

企画管理部長 ここに至るまで、先ほども申しあげましたように、平成30年度1年かけてワークショップをやってきて、基本的に住民の皆さんの考えを基に公共施設の再編、それからそれぞれの施設においてどういうものを公共施設とし

て集約化していくというようなことを決めさせていただいて、それをベースにPFIをしようということになったわけです。

当初予想した以上に労務単価や資材単価等の上昇がありまして、全体事業費が膨らむというような要因がございました。それについても住民の皆様にご説明をさせていただき、御意見等を伺って、当初の考え方とは違って、大沢野生涯学習センターにつきましては、今ほど申しましたように、まだ比較的施設が新しい、耐震性があるということから、その一部を転用するというような考え方を御説明し、御了解いただいたわけでございます。その中に行政機能の一部を入れるということにつきましてもお話をさせていただいたわけございまして—今後の組織の再編とかということは、それは分かりません。

ただ、現時点での公共施設の再編という考え方としては—現状のものをどこにどういうふうに当てはめるかということについては、既に地域の皆さんの合意をいただきましたので—この考え方を変えて、もっとほかの施設を、移転先を変えるというようなことについては、今のところは困難であります。

横野委員

土木事務所、農林事務所の車の所有台数だけ

でも結構な量ですよ。

この土木事務所、農林事務所をつくったときは、災害が起きたときにすぐ見に行ける場所で一合併した4町2村の地域を回るための事務所のように私は理解しているのです。予算の権限も全然ない、ただ維持管理だけの施設だと思っているのです。

そんなものは本庁に集約してしまっ、もう少し発展的に物を考えられないのかなと。地域の人たちはあちは遠いとかこっちは遠いとか言っている、富山市役所の本庁にありますと言ったほうが本当は一番聞こえはいいのです。その辺りのこともちょっと考えてやるべきだったのではないのでしょうか。ただ造ればいいという発想で物を考えているのではないかという気がしますので。

本当は再考していただきたいのだけれども、もう地元の人はいこれで了解していると言われると……。

土木事務所や農林事務所は最終的には当局の判断でどうにでもなる話だと思っただけけれども、そういう施設が本当にリノベーションまでして必要なのかというのは、私はちょっと疑問に思っます。

企画管理部長 いろいろ御意見がありますけれども、今回の

議案とは関係ないところへの御意見があった
と思いますので、組織論といいますか、そう
いったものについてはまた別途……。

1点だけ、土木事務所や農林事務所は単にそ
こで維持管理するだけの組織ではありません。
しっかり予算も与えて、現場のほうで……

(「予算は当たっていない」と発言する者あ
り)

企画管理部長 予算もきちんと配当して、その中で地域に身
近な道路の改修であるとか側溝の改修とか、
そういった予算の権限—金額にもよりますけ
れども、そういうものはちゃんと与えられた
組織でありますので、そこは誤解のないよう
お願いしたいと思います。

久保委員 この経緯は私も見ています。大山地域と大沢
野地域でやってきて、地元の住民の皆さんに
とってもいろいろな意見がある中で集約をさ
れてきて今日にたどり着いているわけですし、
今までの努力も私は大変評価しています。
その中で、先ほど横野委員が言われたように、
再編をしていくときに、地域の住民の方は今
まであった施設がなくなることを、いろいろ
許容しながらやってこられる。だから、当局

においても、組織再編が本当に今後も今の形がいいのかどうなのかというのは検討していただきたいというような要望だったというふうに思います。

私が1つ皆さんとしっかり共有しておきたいのが一この予算と関連するというこじつけのようなところはあるのですが一大沢野地域と大山地域で造ったから、どこかほかの地域でも最初から造ることありきで議論してほしいなどということはやめてほしいと思うのです。再編というのは、どこの地域も一旧富山市もですよ一大変苦しい中で、皆さんに不便をお願いしながら、ある施設を活用していいのではないかと。その中で、集約したほうが長期的に見て市にとっていいであろうという、そういう判断の下でやっていくものであって、こういう協議を持てば必ず新しい何か大きい施設を造る、代わりに何かを潰すという、こういう議論ではないということをしかりと議員も認識しないといけませんし、当局の皆さんにも恐れることなく、建設ありきではなくて、そういったふうにやっていくべきだと思いますが、その点だけ部長、答弁をお願いします。

企画管理部長 我々も今おっしゃるところと全く同じ認識を

持っております。

大沢野地域、大山地域というのは、先ほど次長も言いましたが、リーディングプロジェクトということで、いろいろな経緯の中にあって、公共施設の周辺状況等も踏まえまして新規施設を造るということになりましたが、それが全てあまねくほかの地域も同じだというふうに、そういう誤解を与えるような発言は我々はこれまでも一切してきておりませんし、今後も同じものを造るというような考えは当局としては全く持っておりません。

やはり既存の使えるものは有効に使いながら、いかにして施設機能を維持していくかというような観点から、今後も住民の皆さんと十分議論、協議していきたいというふうに思っております。

有澤委員

いろいろ話を聞いていたのですが、各委員のいろいろな意見があったと思います。それは真摯に受け止めていただきたいと、このように思っております。

しかしながら、部長の話をお聞きすると、平成30年度1年間かけて地元の皆様方と話を詰めてこられたと。その結果がこうなったということをお聞きしたわけですが、今年の3月に大山地域の複合施設の件が出てまいりまし

た。そのときも申し上げたのですが一地元の意見を吸い上げられて、このような形でもって今回提出がされたということは私は非常に意義があるというふうに思っておりますが一つは、平成17年に市町村合併を迎えました。私は旧婦中町の間人ですけれども、合併を強く推進してきた議員の1人でもございました。今回、大山地域と大沢野地域の複合施設がこのような形でもって議案として提出されました。私が一番言いたいのは、地元の皆様方の意見を吸い上げられてこのような形になった以上は、やっぱり合併してよかったなと言えるものをぜひ造っていただきたい。「こんなものを造って……」と言われることのないように。

先日、一般質問での市長答弁にも天湖森の話がございましたね。やっぱり合併という話が出てまいりました。

私どもが地元に戻ると、やっぱり合併しなければよかった、などという話がどこかで出るのであります。そういうことのないように。特に大山地域、大沢野地域。やっぱり合併してよかったなと、さすが富山市になっていいものを造ってくれたなと地元の方々に言われるようなものをぜひ造っていただきたい。

私は今出されたこの議案については大いに賛

同いたします。ぜひ立派なものを造ってください。

部長、その心意気をお聞かせください。

企画管理部長 先ほども申し上げましたように、今回は富山市のこれまでの歴史の中で初めての試みだと思えます。

最初から住民の皆さんのワークショップの中で一富山市がこういった案を示すのではなく一ワークショップの中で盛り上がった案をまとめていただいて、それをベースに基本計画、そして今回要求水準書を出させていただきました。この要求水準書の内容というのは住民の皆さんのある意味総意が込められたものだと思いますので、その総意を裏切らないよう、しっかりとしたものを今後造るよう努めてまいりたいというふうに思っております。

赤星委員 次のページへ行ってよろしいでしょうか。Web会議システム導入事業について伺います。本庁舎及び出先機関100か所に無線LAN環境を整備するということですが、これは予算を可決した後、具体的にはいつ頃までに整備できるような日程でしょうか。

情報統計課長 予算案が可決した後に着手しまして、今年の

12月いっぱいには完了させたいというふうに考えております。

赤星委員 12月いっぱいというともまあ時間がかかるのだなと思いました。
この財源は100%国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということですが、これが使える期限というのはいつまでなのでしょう。

情報統計課長 一応今年度いっぱいというふうに聞いております。

赤星委員 ここからは議会内の話にもなるのですが、今回、整備するのは本庁舎及び出先機関ですけれども、議会としてウェブ会議ができるような話というのはまだ富山市議会では進んでいないので、議会棟のほうへの設置の予定は多分ないのですよね。

情報統計課長 その辺については、これから協議して設置場所を検討してまいりたいと考えております。

赤星委員 そうすると、今回の補正予算には議会棟への設置も入っているということなのでしょう。

企画管理部長 我々が考えているのは、本庁舎です。今、実はWi-Fi環境が本庁舎にもありまして、例えば企画管理部の部長室の横で、ほかの部局の方々にも来ていただいて、東京の業者の方とか、文部科学省の方と保健所、教育委員会が実際にウェブ会議をしたりしていました。ある程度限られたところでしかできないものですから、基本的には本庁舎のどこの会議室あるいはどこのフロアにあってもできるようにしたいというふうに思っていますし、もちろん、ここに書いてありますように地区センターとか保健所でありますとか、そういう主要な出先機関においても環境は整えたいというふうに思っておりますが、予算を取ってからアクセスポイントなりいろいろなところを詰めていきますので、そこはもう少し詰めていきたいというふうに思っております。

赤星委員 今、全国的にウェブ会議で議会を開くというところが既に出てきているとお聞きしていますし、ウェブ会議を取り入れたら、逆に子育て中の女性の議員の方が参加しやすくなったとか、担い手不足に効果があるようなお話をこの間聞いたところなので、富山市議会としての研究はこれからですけれども、ぜひ議会棟のほうにも将来使えるよう整備をお願いし

ておきたいと思います。

大島委員 この無線LANが整備されると一便利になればなるほどセキュリティーの問題が出てきて、盗聴ですとか情報を抜き取られるということが考えられます。

外部のコンサルタントとの打合せをしたときに、相手のネット環境が脆弱だと簡単にほかへ情報が抜き取られるというような、そういうおそれもあるのですが、その辺のセキュリティー環境についての整備というのは十分なされることを考えておられますでしょうか。

情報統計課長 委員がおっしゃるように、もちろんセキュリティーの確保が一番重要な問題ですので、テストもしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

企画管理部次長 補足でございますけれども、通常私どもが基幹業務をやっているものとは別に専用の端末を設ける仕組みを取っていきたいと考えています。言わずもがなでございますが、当然、市役所の業務は大変重要な、慎重に扱うべき情報を処理していますので、その点は抜かりないようにやっていきたいと思っております。

大島委員 参考ですけれども、国の職員などは在宅勤務をするときに無線では駄目なのです。必ず有線でつなげるという指定もあるぐらい非常にセキュリティーに対しては厳しいのですが、それを十分気をつけながら契約をしていただきたいというふうに思います。要望です。

横野委員 今ほどのシステム導入経費については、全くもって備品だけのものですよね。
業務委託費は設置する委託費であって、指導とかその辺りの委託はまた別に予算化しようとか、あるいは補正するとか、そういう予定はあるのでしょうか。例えば100台稼働するときに、100台を扱える職員の研修会などはまた別予算でやるのか、この委託費の中に入っているのか、その辺りはどうなのでしょう。この後また補正予算で出てきたら何か無駄なような気がするので、その辺りを考えてあるのかどうでしょうか。

情報統計課長 今のところは補正予算を別に出して指導するという考えはございません。当課にもインテックの社員ですとか専門の職員が常駐しておりますので、研修会なども含めて指導してまいりますというふうには考えております。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案
の質疑を終結いたします。
これより、議案第91号中企画管理部所管分
の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、総務文教分科会企画管理部所管分を
終了いたします。

午前 11時28分 休憩

~~~~~

午後 1時09分 再開

分科会長      それでは、総務文教分科会を再開いたします。  
これより、教育委員会所管分の議案の審査を  
行います。  
議案第91号 令和2年度富山市一般会計補  
正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補  
正中、歳出第10款教育費  
を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

教育委員会事務局長      〔挨拶〕

教育委員会事務局次長〔議案第91号中  
(総務・社会教育担当) 教育委員会所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

教育総務課長〔議案第91号中  
小・中学校の将来のあり方検討事業費について、  
学校教育情報化推進事業費について、  
中学校の運営充実のための消耗品費等について、  
幼稚園及び認定こども園の空気清浄機設置について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

統合校整備等推進室長〔議案第91号中  
八尾地域統合中学校整備事業費について、  
議案説明資料により説明〕

学校保健課長〔議案第91号中  
学校保健感染症対策事業について、  
議案説明資料により説明〕

埋蔵文化財センター所長〔議案第91号中  
北代縄文館展示室エアコン更新業務委託について、  
議案説明資料により説明〕

- 郷土博物館長 〔議案第91号中  
佐藤記念美術館の空気清浄機設置について、  
議案説明資料により説明〕
- 分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。
- 村石委員 議案説明資料の2ページ、小・中学校の将来  
のあり方検討事業費について何点かお尋ねを  
いたします。  
（3）の事業内容のア、「広報とやま」に特  
集記事を掲載とありますが、何月号を予定し  
ておられるのでしょうか。
- 教育総務課長 広報への掲載は2回を予定しておりまして、  
まずは8月、できれば8月5日号を予定して  
おります。  
もう一つは、いろいろなアンケートなどの結  
果を12月または来年1月には皆様にお知ら  
せしたいと考えております。
- 村石委員 2回に分けてということで、分かりました。  
それではイのほうですけれども、無作為抽出  
による市民意識調査ということで、その中身  
についてちょっと質問させてください。  
学校というのはブロックごと—あるいは自治

振興会もブロックごとにあるのですけれども  
一無作為抽出する場合にはある程度富山市全  
体の人がアンケートに答えられるよう考えて  
いく必要があると思うのですが、どうでしょ  
うか。

教育総務課長 今のところ対象者は5,000人を予定して  
おりまして、富山市内の7地域全ての方で一  
満18歳以上80歳未満を想定しております  
けれども一人口比のバランスを考慮したも  
ので無作為抽出した上で調査したいと考えて  
おります。

村石委員 今ほどの答弁では、富山市全体で5,000  
人を調査するということですがけれども、学校  
の統廃合というのは、例えば保育所に子ども  
を預けている保護者とか、小・中学生の保護  
者、あるいは自治振興会、町内会といった地  
域にとっても大事なものだというようなこと  
を考えると、ある程度そういうところの調査  
も必要ではないかと思っているのです。こう  
いう考えは検討されなかったのでしょうか。

教育総務課長 昨年の7月から富山市内を13ブロックに分  
けまして、各自治振興会の会長さん、副会長  
さん、それからPTAの役員の皆様にこの現

状をお伝えしてまいりました。

それとは別に、今年の2月の総合教育会議の席上で市長から、もっと広く市民の意見を聞くようにと、そういうふうな御提案がありまして、お子さんが学校に通っておられない、そういう世帯からも意見を聞くということで、無作為で抽出をさせていただく予定にしております。

村石委員 経過としては分かりました。ただ、調査項目の中に性別、年齢あるいは子どもの保護者だとか、自治会の役員だとか、調査項目に属性の項目を入れていろいろな分析をすることも大事だと思うのですが、そういうことは考えておられないのでしょうか。

教育総務課長 今のところ、その属性の調査の中にはどこかの役員をされているとかそういうことは考えておりません。ただ、御家族に学校に通っておられるお子様がおられるかとか、そういうことはお調べしたいと思っております。

村石委員 そのときに、例えば保育所へ行っている、あるいは幼稚園へ行っている子どもの保護者だとか、または中学生とか小学生の保護者だとか、そこら辺まで区分けして属性を書いた項

目にしたほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

教育総務課長 その質問項目につきましてもこれから詳細を検討してまいりますので、今委員がおっしゃったことも十分検討してまいりたいと考えております。

上野委員 事業内容についてなのですが、ア、イ、ウ、それぞれの内訳を教えてください。

教育総務課長 まず「広報とやま」につきましては、2回分で87万4,000円を予定しております。それと市民意識調査は、これは全額委託料ということで500万円を予定しております、このウの基本方針の策定についても、この500万円の中で支援を受けたいなど、そういうふうに考えております。  
以上です。

村石委員 次の項目について質問させていただきます。  
議案説明資料3ページのほうです。

(3)の事業内容のイの一番下のところに、使用マニュアルの作成等を行うICT技術者を配置するとありますけれども、この配置については各校1人ということになるのか、あ

るいは1人が兼務するのか、あるいは包括的な委託になるのか教えてください。

教育総務課長 このICT技術者—GIGAスクールサポーターと国は言っておりますけれども一本来ですと4校に1人という配置基準といいますが、補助を示されたのですが、富山市は市内全体を包括的に見ていただけるような技術者を1人—マニュアル等を作っていただく方は1人でいいと思っております、この8月から配置できればと考えております。全体を見る者1人というふうに考えております。

村石委員 今言われたのを確認すると、国のほうは4校に1人配置しなさいとしているけれども、富山市の場合は1人だけということで考えてよろしいですか。

教育総務課長 全体で1名を考えております。

村石委員 私たちも視察に行ったりすると、各校1名ではないですけれども、ICT技術者というのは大変—そのときはプログラミングも含んでいたのですが、結局、現場の教職員にとっては専門的にアドバイスしてくれるそう



いう人が必要だということで、たくさん配置をしているというところを視察してきました。したがって、現場の教職員からすると全体で1人というのはとてもではないがよくないと思うし、国の考えているように4校に1人配置するほうが、教職員にとっては、あるいは子どもにとっても大事なことだと思うのですが、どうでしょうか。

教育総務課長 今現在、富山市内の教育ICT推進に関する体制は、当然情報統計課、あと教育センター、学校教育課、教育総務課と、各機関といえますか所属で連携しながら対応しております。ですから、今後のGIGAスクールの対応につきましても、基本的にはこの4課が対応してやっていきます。今新たに配置する1名につきましても、市内全体で共通の使用マニュアルを検討していただけるような方を想定しております。通常の業務に対しては通常の私どもの体制で十分対応が可能だというふうに考えておりますので、1名と検討したところでございます。

村石委員 これ以上お話ししてもあれですから次の質問です。  
ウですけれども、Wi-Fi環境を整えられ

ない一部の家庭に貸与するモバイルルーターを配備するということですが、どれくらいの家庭数を見込んでおられるのでしょうか。

教育総務課長 この就学援助費の受給対象は約2,600世帯を想定しております。  
内訳は要保護の方、準要保護の方、あと特別支援教育の就学援助を受けておられる方ということで、小・中学校合わせて2,600世帯ほどを想定しております。

村石委員 2,600世帯を考えておられるということですが、ルーターは慣れている人なら自分でつけられますけれども、慣れていない人も中にはいると思うので、配備のときに実際に御家庭まで行って配備をするというような仕組みになっているのでしょうか。

教育総務課長 具体的な設置の方法等につきましてはこれから検討ということで、そういう方々にも十分な配慮が必要だとは考えております。

村石委員 ぜひ保護者に過度な負担とならないようにしていただきたいと思います。  
ルーターをつける、あるいはインターネット

等の関係でのプロバイダーとの契約のお金は、各家庭で負担をしなければいけないということになっているのでしょうか。

教育総務課長 機械も通信料も含めての契約ということで、イメージ的にはコンセントに差してそのまま使える一多少設定は必要ですけれども、そういうイメージのもので、特に家庭内に配線が必要とかそういうものではございません。

横野委員 先ほど、小・中学校の将来のあり方検討事業費のところでも市民意識調査は5,000人と言われましたよね。  
市民意識調査に5,000人というのは本当に妥当な数字なのか、判断できる数字なのか、何を基に5,000人という数字を引っ張り出したのか聞きたいです。

教育総務課長 この5,000人は、今企画管理部のほうで全市的にやっておられる市民意識調査に準じて、5,000人で大丈夫だということで聞いて、その数字を採用させていただきました。

横野委員 それはそれで分かりました。  
もう一つは、昨年度13ブロックに分けていろいろなることをやりましたよね。

そういった意見を参考にしてアンケートを取るといいますか、地域限定で7地域に分けて5,000人という言い方をされたので、その辺りはやっぱりせっかく集めた意見を載せながら、どういうことを聞くかということをも十分検討していただきたいというふうに思います。

もう1点。今の(9)情報化推進事業費なのですが、Wi-Fi環境を整えられない一部の家庭という意味なのですが、今の各教室で1人ずつ配るものについては、裏を返せば学校が休業したときに自宅へ持ち帰ることができるというものですよね。

となれば、この環境を整えられない一部の家庭というのは、自宅でWi-Fi環境をつくる力のある家庭とない家庭という意味なのですか。

その辺り、Wi-Fiの機器を取りつけるのに1件当たり幾らほどかかるのですか。

それを教育委員会とすれば、全家庭に持ち帰ったときに各家庭にその負担を幾らかしていただきということを案内しなければ、今みたいな新型コロナウイルス感染症のときに自宅でオンライン学習をやるという、そういったシステムになるのかならないのかということをもちょっと確認したいのです。

教育総務課長 今想定しておりますこのW i - F i モバイルルーターは、安いものは月額2,000円から高いものでも五、六千円です。

こちらの通信料にその機械が含まれているというサービスが、例えば今民間でも一ヤフーやUQモバイル、N T T - いろいろやっております、そういうものを契約することになると思います。

ただ、これをどういうふうな形で支払っていくかということは、これから少し検討させていただければと思っております。

それと、そういう環境がない家庭が市内の小・中学校でどれだけあるかということは、今学校でも調査していただいております。当初の想定よりは少ないのかなという感触は受けておりました、具体的な数字は今申し上げられませんが、今はもうほとんどの家庭にもうW i - F i の環境が整っている状況と思われます。富山市は特に進んでいるのかもしれませんが、そういう感触を持っておりました、今の2,600世帯は、本当に保護が必要な方とか所得が低い方とか、そういう方に限定させていただきたいと考えております。

赤星委員 今、学校でも調査をしているということですが、この就学援助費受給家庭等のとこ

ろで、就学援助費受給までは行かないけれども、今すぐに自前でつけることができないという家庭があった場合に、そこにもこれを提供してあげられるのでしょうか。きちりそこで線を引かなくて、柔軟に対応することも可能なのでしょうか。

教育総務課長 原則は就学援助費の受給世帯だと考えておりますが、国のほうでもまだそこまで細かな要綱は決まっておられません。そこは少し含めといいますか、本当に困っている困窮世帯もこれから出てくる可能性もございますので、そういうところも含めたもので対応させていただきたいという思いで、等をつけさせていただいております。

久保委員 小・中学校の将来のあり方検討事業について、これは私から要望なのですが、もともと学校の統廃合というのは、過去はどちらかといったらイメージがよくないわけです。そうはいうものの、近隣で言うと高岡市などは大分市民の方も賛同されて小・中学校の統廃合が進んだというようなことを聞いています。アンケートを取るときに、あまり市民が知識や情報がない中でどうですかと聞くと、思っ

てもいない答えと結果が出る可能性があると思いますので、やはりその近隣の成功事例であるとか、そういった状況もアンケートを取る際に対象者が分かった上で判断できるような、そういった配慮をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

教育総務課長 具体的な統合例等を知らない市民の方はたくさんおられますので、どういう形で市民の方にそういうことをPR、広報できるかということはこれからの検討事項ですけれども、例えば8月の広報でまずお知らせということも考えていきたいと思っております。

赤星委員 幼稚園及び認定こども園の空気清浄機設置と、あとはほかの施設ですね。佐藤記念美術館の空気清浄機なのですけれども、性能はどのようなスペックなのか。例えば今ですとウィルスも除去できるような、そういった高性能なものなのかどうか教えてくださいますか。

教育総務課長 まず幼稚園と認定こども園のほうなのですが、金額的には税込み4万5,000円程度ですのでそんなにハイスペックのものではございませんが、当然、今のウィルスなども含めて一そういうものに対応したものです。

性能としては30畳分ぐらいまで対応できるものというふうに考えております。

郷土博物館長 佐藤記念美術館で今想定しております空気清浄機につきましては、佐藤記念美術館第1展示室は床面積が120平米と、かなり大きな部屋でございますので、一応大型のものを想定しております。

また、インフルエンザウイルスなどの既存のウイルスに対して一定の効果を発揮することが証明されている機種もあると聞いております。ただ、新型コロナウイルスに関しては未知のウイルスでありますので、まだ効果は立証されておられませんけれども、一定の効果は期待して機種選定を進めたいと考えております。

以上です。

上野委員 戻って申し訳ないのですが、議案説明資料3ページ目について、聞き逃したのかもしれないのですが、この調達に関して、いつ頃をめどに全部がそろそろ予定で進めておられるのでしょうか。

教育総務課長 全部で3万3,000台ございまして、今年度の当初予算で頂いている予算につきまして



は1万台ですが、それは10月頃から配備を予定しております。

今回の補正予算でお願いしております残りの2万台につきましては、これは来年3月中には全て完了したいと考えております。ただ、いつから入るかは今のところは分かりません。今年度中に全て完了したいと考えております。

上野委員

もう1点なのですけれども、仮に新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が来て、御家庭にWi-Fiルーターを持って帰ったときに、例えば御兄弟が複数人おられたりすると、同時にこれを使用したとき、家庭によってはWi-Fiがちょっとつながりにくい等あるのかなということが懸念されるので、またそのことも含めて今後一これは要望になりますが、家庭環境によってはちょっと通信しにくい部分もあると思うので、その辺も十分留意して運用していただければと思います。あと、議案説明資料4ページ目の空気清浄機の設置についてなのですが、これも要望にはなるのですけれども、空気清浄機等で感染対策ができることはすばらしいことだとは思いますが、保護者の方から御相談で、一部の園で次亜塩素酸水を噴霧しているとか空気清浄機に使っているという御相談を頂き

まして、使用方法に関してマニュアルで今周知はされているはずなのですけれども、また十分留意していただいて周知徹底していただきたいです。

お願いします。

教育委員会事務局長 私の方から空気清浄機の補足を少しよろしいですか。

先ほどこちょっと勘違いされるような発言だと私自身が感じたものですから、補足を含めて。今の新型コロナウイルス除去の効果がある、ないという話ですけれども、これについてはまだ科学的なエビデンスが基本的には出ていないという状況で、この空気清浄機は必ずしも効果があるというものではないというのが正直なところではあります。

ただ、今、空気の入替えだとかそういうことも含めてやっていて、空気清浄機もここでお示ししているように、国なり県の補助金の対象になっているということを確認した上でやっているということで御理解を頂きたいと思っております。

赤星委員 ちょっと飛ばしまして議案説明資料6ページをお願いします。

学校保健感染症対策事業についてです。

購入品目の手指用消毒液と清拭用消毒液と非接触型体温計ですが、何個で幾らなのかという内訳をお願いします。

学校保健課長 手指用消毒液につきましては4リットルのものを270本、124万8,000円分を考えております。ただし、市場価格の動向により購入数等が変わることがございます。

清拭用消毒液につきましては5リットルのものを272本、22万5,000円分を考えております。ただし、これも市場価格の動向により購入数が変わることがございます。

非接触型体温計については150本、198万円分を考えております。これも市場価格の動向により購入数が変わることがございます。

赤星委員 そうしますと、消毒液についてはそれぞれ大きいものですから、各学校で使うときは当然スプレーか霧吹きのようなものが必要なのですよね。その容器というか、そういうものは既にそろっているのでしょうか。

学校保健課長 そろっているものと考えております。

赤星委員 私は何人かの先生方のお話を聞かせていただいたのですが、中には小学校で、例え

ば握るスプレーが硬くて非常に握力が必要という、そういうものもあるとかで、消毒作業に大変時間がかかるということも聞きました。また、シュッシュとしてからペーパータオルで拭き取らなければならないのですけれども、ペーパータオルを巻いたものを1つだけをもって、足りなくなるものですから、折り畳んで拭いて、また裏返して拭いてと節約しながら拭いているというお話も聞きました。各学校で先生方がお使いになるそういう道具も十分に補充してあげてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

学校保健課長 現在、学校によっては在庫品を使ったり、当初予算で購入したりしておりますけれども、仮に不足するといったようなことになると、また補正予算を組ませていただきたいと思います。当初予算で足りるものと考えておりますが、そういったようなことになれば補正予算を組ませていただきたいというふうに考えております。

赤星委員 一度アンケートといいますが、各学校に足りないものとかをよく聞いてほしいのです。その上で補正予算をまた組んでいただければと思います。

関連しまして、今、トイレ掃除を子どもにさせられないので先生方がやっているということなのですが、手袋です。ゴム手袋があるにはあるのだけれども、古い昔ながらのごつい、中が布になっているようなもので、汚く、使い捨てではないと。使い捨てのお掃除用のゴム手袋がないのだというふうに聞きました。これを十分配備してあげてほしいのですけれども、いかがでしょうか。

学校保健課長 使い捨て手袋につきましては一すみません、細かい話になりますが、トイレ掃除用の手袋については、感染防止というよりも洗剤等で皮膚が荒れないよう保護すること、排せつ物等が手に付着しないようにするために用いるので、費用がかかる使い捨て手袋ではなく新しいゴム手袋のほうがいいのかなと思うのですけれども、これも先ほどと同様に当初予算で購入、あるいはそれで購入できないということであれば補正予算で対応させていただきたいというふうに考えております。

赤星委員 使い捨てではない場合は、中に何人もの人が手を突っ込んで接触するわけですよ。気持ち悪いと。外側も大事ですけれども……。

分科会長 赤星委員、議案の審査に直接関係ある質問で  
お願いします。

赤星委員 そうということです。お願いします。

大島委員 議案概要書24ページ、500万円の寄附金  
については匿名を希望されているのだろうと  
思うのですが、中学校の学校運営充実という  
ことで全ての中学校が該当するかどうか、も  
う一度確認をしたいのですが。

教育総務課長 政二さんと言われる方で、近々感謝状とい  
いますか受領式を予定しております。  
特に匿名ということはございませんが、この  
方にゆかりのあった中学校ということで、堀  
川中学校と興南中学校と八尾中学校にという  
御希望がございました。  
以上です。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案  
の質疑を終結いたします。  
これより、議案第91号中教育委員会所管分  
の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第7号 令和元年度富山市継続費繰越計算書、第10款教育費、  
報告第11号 令和元年度富山市繰越明許費繰越計算書、第10款教育費、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

学校施設課長 〔報告第7号中  
小学校費について、  
中学校費について、  
議案書により説明〕

生涯学習課長 〔報告第7号中  
社会教育費について、  
議案書により説明〕

学校保健課長 〔報告第11号中  
教育総務費について、  
議案書により説明〕

教育総務課長 〔報告第11号中  
小学校費（教育機器特別整備充実事業費）に

ついて、  
中学校費（教育機器特別整備充実事業費）に  
ついて、  
議案書により説明]

学校施設課長 〔報告第11号中  
小学校費（学校施設整備事業費、校舎改築事  
業費、トイレ環境改善事業費）について、  
中学校費（学校施設整備事業費、校舎改築事  
業費、トイレ環境改善事業費）について、  
議案書により説明]

生涯学習課長 〔報告第11号中  
社会教育費について、  
議案書により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員 ただいま各事業で繰越明許費の説明がありま  
したけれども、工事に遅れが生じているとか、  
そういうものというのはあるのでしょうか。

学校施設課長 逡次繰越で工事に遅れが生じているものはあ  
りません。上がっているのは、前倒しで前年  
度に上げたものを翌年度繰越しという形のも



のが大半となっております。

分科会長      ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
                 なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
                 以上で、総務文教分科会教育委員会所管分を終了いたします。

午後 1時57分 休憩

~~~~~

午後 2時35分 再開

分科会長 これより、財務部所管分及び歳入等の議案の審査を行います。
 議案第91号 令和2年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第2款総務費中、財務部所管分、第4条地方債の補正を議題といたします。
 これより、順次、当局の説明を求めます。

財務部長 〔挨拶〕

財政課長 〔議案第91号中一般会計補正予算（歳入・地方債）について、

議案概要書により説明]

納税課長

〔議案第91号中
新型コロナウイルス感染症対策基金の積立に
ついて、
税収納システムの改修について、
議案説明資料により説明〕

分科会長

これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長

ないようですので、これをもって議案の質疑
を終結いたします。
これより、議案第91号中財務部所管分並び
に歳入全部及び地方債の補正の意見の表明を
行います
意見の表明はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長

意見の表明なしと認めます。
以上で、総務文教分科会財務部所管分及び歳
入等の議案の審査を終了いたします。
これで、6月定例会の当分科会に送付されま

した全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
分科会長報告については正・副分科会長に御
一任願いたいと思いますが、いかがでしょう
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。
これをもって、令和2年6月定例会の予算決
算委員会総務文教分科会を閉会いたします。

令和2年6月定例会
予算決算委員会総務文教分科会記録署名

分科会長 成 田 光 雄

署名委員 村 石 篤

署名委員 赤 星 ゆかり